

# 陳情第30-3号

葉山町議会議長  
伊東 圭介 様

## 日本政府に核兵器禁止条約の署名及び批准を求める意見書採択についての陳情

2018年2月7日

陳情者 新日本婦人の会逗葉支部・しおかぜ班  
代表 肥後 文平  
住所 葉山町長柄1011-5  
電話 807-5262

### 陳情の趣旨

2017年7月7日、国連会議で「核兵器禁止条約」が122か国・6割を超える賛同を得て採択されました。

条約は核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用、使用することの威嚇を禁じています。そして、歴史上初めて「核兵器の違法化」が明記されました。さらに条約は被爆者と核実験被害者への援助を行う責任にも言及しています。このように条約は画期的な内容となっています。

2017年12月には「核兵器廃絶国際キャンペーン・I CAN」にノーベル平和賞が贈られました。これは「I CAN」が世界に核兵器の「非人道性」を広めた功績が認められたものです。このように今や核兵器の「非人道性」は世界の共通認識として広がっています。

広島・長崎に原子爆弾が投下されてから72年が経過し、今、被爆者は80歳を超えており、その強い平和への意志を叶えるためには時間が限られています。

しかし、日本政府は国連会議で交渉に参加せず、署名も拒否したのです。日本は唯一の戦争被爆国です。「日本国憲法」には「憲法9条」に「戦力の不保持」がうたわれています。これは戦争の惨禍の反省の上に諸国民の平和への願いが込められたものです。条約発効のために先頭に立ち尽力することが、「憲法9条」を持つ日本政府の大きな役割ではないでしょうか。現在、53か国が署名していますが、発効のためには50か国の批准が必要です。

葉山町議会は、昭和58年に「非核平和都市宣言」を採択し、また町としても平成4年に「葉山町非核平和都市宣言」を行いました。そして、平成24年に「平和市長会議」に加盟しています。

核兵器のない私たちの平和な未来のために国に対して早期に「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める「意見書」を提出することを強く求めます。

